

「(仮称) 占冠村むらびと条例」の策定に向けた考え方

1 本村における条例制定の背景と必要性

本村においては、平成17年3月の南富良野町との合併協議会解散に伴い策定した「占冠村自立推進計画」(H19.3)において、厳しい財政の中にあっても、住民や団体、企業、行政が役割分担し、村民同士が支え合って暮らせる地域社会を創り出す『協働型』の村づくりが必要であると提案しました。

また、この考え方を基に、平成21年3月に策定した総合計画(基本計画)において、住民と行政の役割分担を検討し、住民とともに考え、ともにむらづくりを進めることで、住民との協働を推進していくことを定めています。

近年、東日本大震災の発生を契機に、全国的に住民自治の必要性が再認識される中、本村においても水害や雪害といった自然災害が懸念されており、災害時における「自助・共助・公助」の役割分担を住民全体で意識共有し、地域コミュニティを核とした住民自治の力を高めていくことが必要になっています。また、環境や福祉など各種分野においても、人口減少・高齢化や住民ニーズの多様化が進展する中、限られた財源と人員の下、すべてを行政で対応することは困難な状況となっています。

具体的には平成24年度より進めてきた集落対策であり、平成27年度に住民の自主活動を支援する住民活動推進事業の拡充を図って参りました。こうした経過や現状を踏まえ、『協働型』の村づくりの理念を、総合的な村づくりの仕組みとして具体化するとともに、将来にわたって、子どもたちを含む村民が村政に参加する権利と住民自治の権利を保障するために、「(仮称) 占冠村むらびと条例」の制定に取り組むものです。

2 策定にあたっての考え方

(1) 目指す条例の類型

自治基本条例は、自治体によって内容は様々ですが、概ね次の4類型に整理した場合、本村においては、総合型条例の制定を目指すこととします。

類型	内容	道内の例
行政基本条例型	行政組織のあり方やまちづくりにおける住民と行政の関係に力点をおいたもの(議会に関する事項を含まない)	北海道行政基本条例
住民参加条例型	住民のまちづくりへの参画に力点をおいたもの	芽室町まちづくり参加条例
理念条例型	将来ビジョンや理念に力点をおいたもの	猿払村まちづくり理念条例
総合条例型	理念、住民参画、各主体の責務などバランスよく盛り込み、他の条例に対して最高規範性を持つもの	ニセコ町まちづくり基本条例

※自治基本条例とは

自治体運営の基本原則・理念を明確にし、まちづくりを進める過程での市民の権利や責務、市民と行政の関係などの基本ルールを定めた条例。「自治体の憲法」とも言われることが多い。

(2) 条例で規定する事項（想定）

上記の基本方針の下、本村が制定に取り組む（仮称）むらびと条例に規定することを想定している主な事項は次のとおりです。

- ① 条例の目的、位置づけ、基本理念
- ② むらづくりの原則
- ③ むらづくりを担う主体（村民、事業者、議会、行政）の明確化と権利、責務
- ④ 情報共有（方法、制度、説明責任など）
- ⑤ 村民参加の保障（参加の方法や手続き）
- ⑥ 協働の推進（各主体）
- ⑦ 行政運営の基本事項（総合計画、財政運営、行政手続等の各種制度）
- ⑧ 議会運営の基本事項

3 条例策定にあたっての基本方針

条例の策定は、以下の方針を原則として進めることとします。

(1) 村民参画

村民が参画する条例検討委員会の設置、意見交換会の開催、村民意見の公募など村民参加の機会を設け、幅広く村民意見を取り入れていきます。

(2) 情報公開

多くの村民の条例に対する理解を促すため、策定状況等については、様々なツールを活用して、適時に情報公開します。

(3) 協働の視点

村民が参画する条例検討委員会や行政、その他の機関、団体が連携し、条例の意義や自治・協働のあり方等について共通認識を持ち、それぞれの役割を明確にしながらか策定を進めていきます。

4 策定体制（イメージは下図のとおり）

(1) むらびと条例検討委員会

村民（公募）、有識者、団体で構成する検討委員会を設置し、条例素案、原案の審議等を行います。

(2) 庁内検討会議

役場内に村長をはじめ課長級以上の職員（村教委を含む）で構成する検討会議を設置し、これを自治基本条例の策定に関する役場内の意思決定機関とします。また、検討会議の下に、係長級職員を中心とするワーキンググループを設置し、条例案の検討等を行います。

(3) 住民意見交換会、住民意見募集（パブリックコメント）の実施

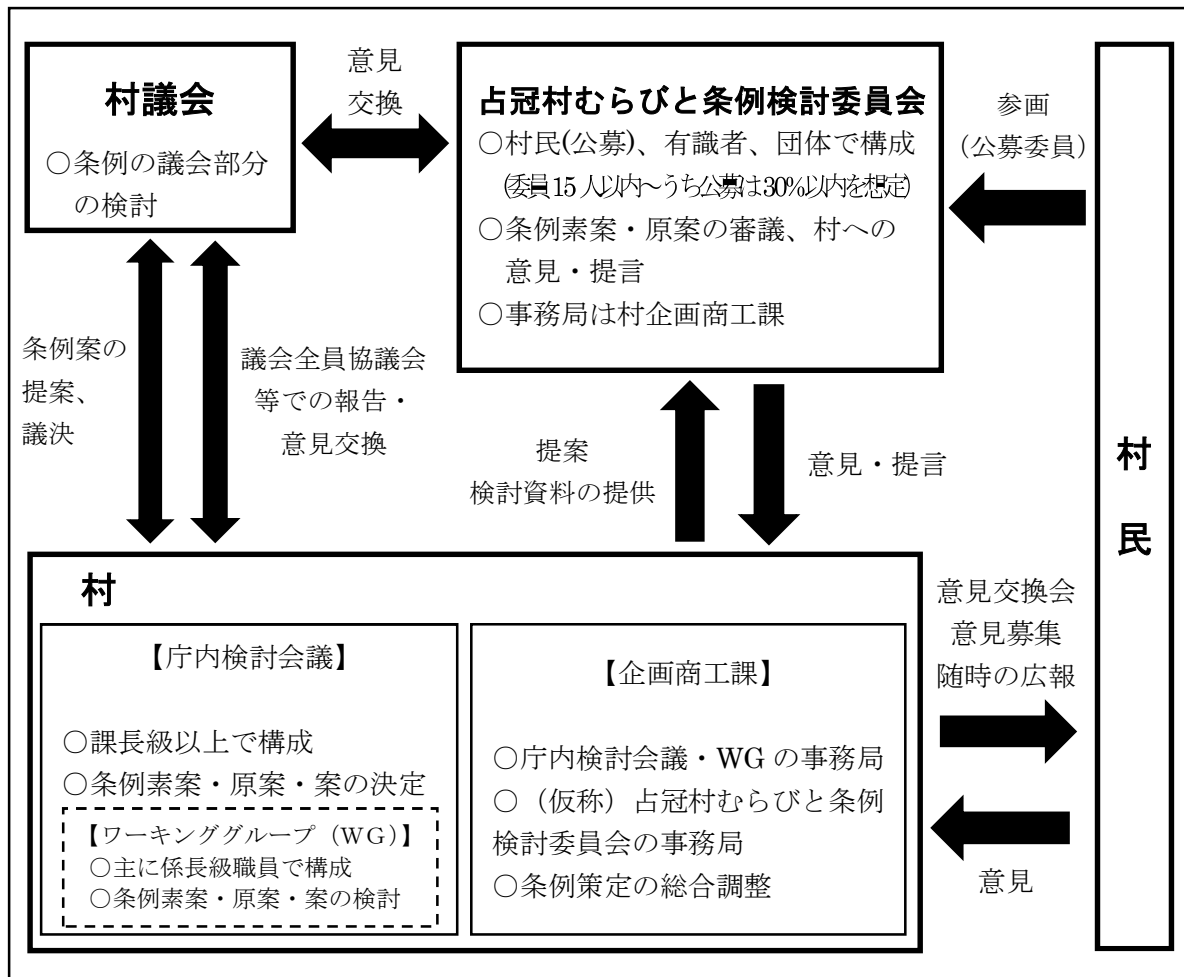
条例素案、原案に関する村民との意見交換会や意見募集を実施します。

(4) 議会

議会には、全員協議会などの場において、取組状況や条例の素案、原案等について報告し、その内容について意見交換を行います。

また、条例の議会部分の内容については、議会として主体的に検討を行います。

<策定体制のイメージ>



5 策定スケジュール

- H 2 7 . 4～6 条例素案（たたき台）の作成（村）
「（仮称）占冠村むらびと条例検討委員会」の設置・開催
- 6～8 条例素案（たたき台）の審議（検討委員会）→素案決定（8月）
- H 2 7 . 9 素案の議会報告・意見交換
素案に関する村民意見交換会の開催
条例原案（たたき台）の策定（村）
- 10～12 条例原案（たたき台）の審議（検討委員会）→原案決定（12月）
- H 2 7 . 12 原案の議会報告・意見交換
原案に関する村民意見募集（～1月）
- H 2 8 . 2 条例案の決定
- H 2 8 . 3 条例の議決
- H 2 8 . 4～5 村民への周知
- H 2 8 . 6 条例の施行